

✿ 郡庁院の変遷

泉官衙遺跡は、発掘調査の成果によって、大きくⅠ期～Ⅲ期の3時期の変遷があったことがわかっています。区分はおおよそⅠ期が飛鳥時代、Ⅱ期が奈良時代、Ⅲ期が平安時代になります。

整備にあたっては、郡役所の機能、配置が確立し始めたⅡ期の奈良時代の様子を再現することにしました。

Ⅱ期郡庁院の特徴として、Ⅰ期では主軸が真北を向いていなかったのに対して主軸が真北を向いて造られたことや石（礎）敷きが採用されていたことがあげられます。

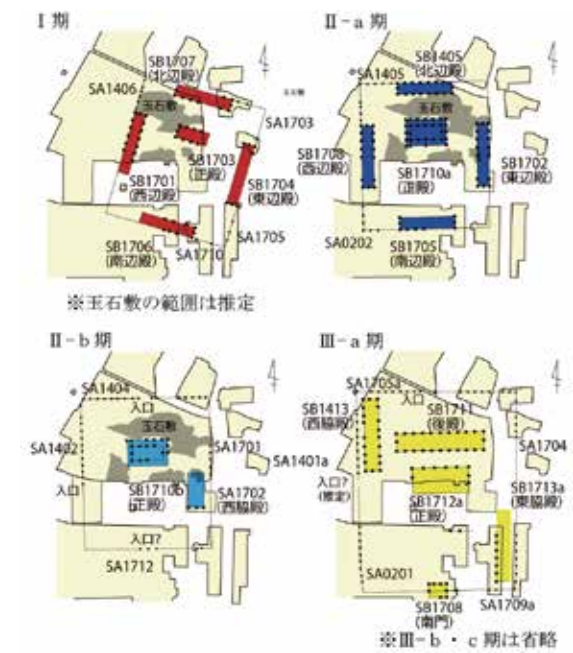


図20 郡庁院の変遷

✿ 時代背景と泉官衙遺跡のもうひとつの役割

日本では、飛鳥時代から奈良時代にかけて、中国から政治制度などを学び、中央の政府が律令（法律）によって地方を支配する本格的な国家づくりが始まりました。日本に仏教が伝わり、広まったのもこの頃です。

中央政府の管轄下にある地域には「国」が置かれていましたが、東北地方北部には中央政府の支配に属さない人々もいました。中央政府は、その地域を制圧するため東北地方の各所に軍事的な拠点を設けていました。泉官衙遺跡の北に位置する金沢製鉄遺跡群は、行方郡役所（泉官衙遺跡）の管理下にあり、生産された鉄は多賀城に送られていたと考えられます。その鉄は東北北部制圧のための武器にも用いられたと考えられます。

金沢製鉄遺跡群の製鉄炉の展示が南相馬市博物館にあります。

史跡概要

名 称	泉官衙遺跡	所 在 地	南相馬市原町区泉字寺家前ほか
史跡指定	平成22年2月22日（国指定）	面 積	史跡全体 115, 069. 95㎡ 郡庁院 2, 250㎡（東西44. 2m×南北50. 9m）
整備期間	平成30年度～令和8 年度		

✿ 国・郡とは

現在の日本は県と市町村で分けられていますが、泉官衙遺跡は役所として機能していた時代は、中央政府の管轄のもと「国」に分けられ、さらに国の中が「郡」に分けられていました。泉官衙遺跡は、陸奥国行方郡の郡役所にあたります。

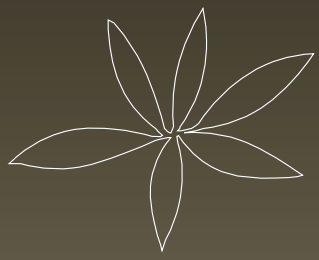
陸奥国は現在の福島県、宮城県、岩手県を含む範囲で、その中に36の郡があったとされています。そのうちのひとつが行方郡で、現在の南相馬市に飯舘村を加えたくらいの範囲であったと考えられています。

現在の宮城県多賀城市に陸奥国の役所である「国府 多賀城」が置かれ、泉官衙遺跡は多賀城の管轄のもと、行政、徴税などの仕事を行っていました。



図21 古代の東北地方

表1 泉官衙遺跡があったころの主な出来事			
時代	西暦	年号	主 な 出 来 事
飛鳥時代	645年	大化 1	乙巳の変（大化改新）
	649年	大化 5	この頃に陸奥国が置かれる。
	672年		壬申の乱。この頃に金沢製鉄遺跡群・泉官衙遺跡が造られる。
	701年	大宝 1	大宝律令が施行される。
奈良時代	710年	和銅 3	平城京遷都
	712年	和銅 5	出羽国が置かれる。
	724年	神亀 1	大野東人、多賀城を築く。
	743年	天平15	墨田永年私財法を定める。
	752年	天平勝宝 4	東大寺大仏開眼供養
	774年	宝亀 5	陸奥国行方郡で火災 米を焼く。
平安時代	784年	延暦 3	長岡京遷都
	794年	延暦13	平安京遷都
	801年	延暦20	征夷大將軍坂上田村麻呂、蝦夷征討に向かう。 この頃に大慈山の石仏が造られる。
	869年	貞観11	貞観地震



国指定史跡 泉官衙遺跡 郡庁院 復元整備



図1 泉官衙遺跡郡庁院南殿 復元建物

✿ 泉官衙遺跡とは

泉官衙遺跡は、福島県浜通り地方の北部にある南相馬市原町区泉に所在し、阿武隈山地から太平洋に向かって流れる新田川の河口近くの微高地に位置しています。

平成6年からの本格的発掘調査によって、飛鳥時代～平安時代にこの地を管理していた郡（陸奥国行方郡）の役所の跡であることがわかりました。

郡役所は、現在の市町村の役所と同じように、管轄する地域内の行政、徴税などの仕事を担っていたと考えられます。



図2 泉官衙遺跡位置図

泉官衙遺跡（写真中央）の北には、同時期につくられた国内最大級の製鉄遺跡である金沢製鉄遺跡群が立地します。

✿ 郡庁院の整備

当時の郡役所は、機能がブロックごとに分かれていることが特徴です。泉官衙遺跡では、西端に役人などの来客をもてなす「館院」、その東隣に税として徴収した米を収めておく「正倉院」、中央東寄りに政務や儀式、饗宴を行う「郡庁院」、そして東端には「寺院」が並びます。

その規模は、約11.5 ha、東西約1kmの範囲に及びます。今回の整備では、郡役所の中心となる「郡庁院」を整備しました。

* 官衙とは、役所や官庁のことです。国の役所を国衙（国府）、郡の役所を郡衙（郡家）といいます。

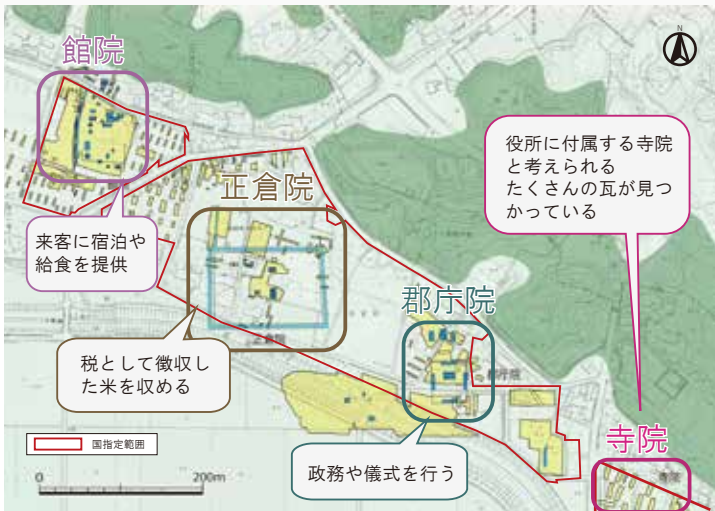


図3 奈良時代の泉官衙遺跡配置図

郡役所は、機能がブロックごとに分かれており、泉官衙遺跡ではそれが横並びに配置されていることが特徴のひとつです。

整備の概要

- 郡庁院の入口となる南殿とそれに連なる南面の掘立柱塀を復元
- 東西南北の建物と塀で囲まれ、外とは遮断された空間を再現
- 石（礫）が敷かれている荘厳で格式の高い役所の空間を再現

郡庁院の規模
東西44.2m×南北50.9m

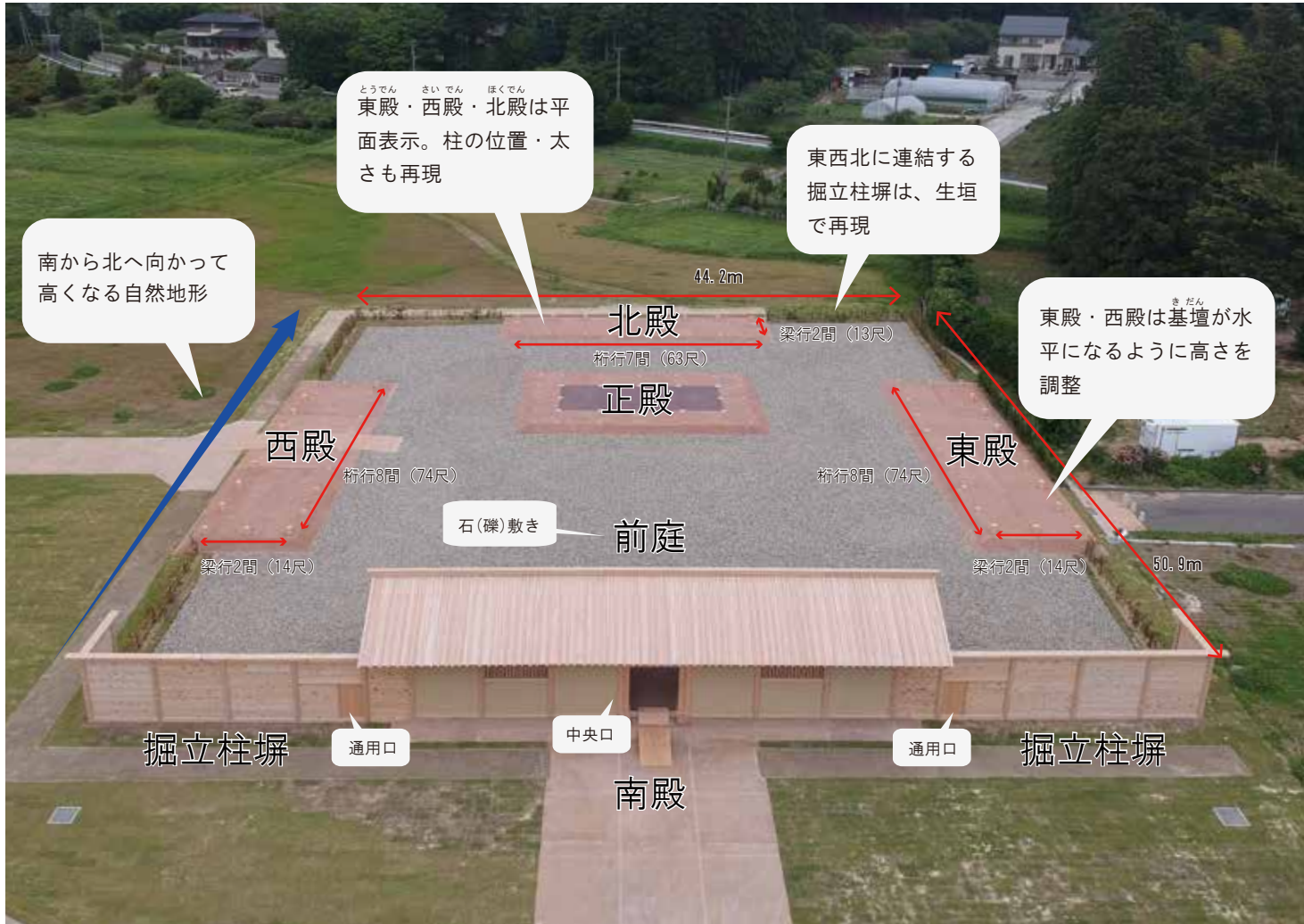


図4 泉官衙遺跡郡庁院全景

南殿

南殿は桁行7間（18.9m（63尺））×梁行2間（4.2m（14尺））の細長い建物で、公門と朝堂を兼ねた官衙の入口を象徴する施設であったと推定されます。柱の太さは、発掘調査から27～30cmとわかっており、30cmで復元しています。奈良県の平城宮東朝集堂の例などを参考にして、北側は壁がない仕様としています。

南殿は公門の機能を有すると考えられることから、中央に身分が高い人が使ったと思われる出入口を設けました。そして、下級の役人のための通用口として、左右の掘立柱塀に1か所ずつ出入口を設けました。

掘立柱跡の柱間は、2.7m（9尺）または2.4m（8尺）の間隔で造られています。柱の太さは、発掘調査から20～25cmとわかっており、25cmで復元しています。

正殿

建物の中心部分となる母屋の周りを廊がぐると囲む四面廂建築という構造で、古代において格式の高い建築様式を持ちます。

母屋の柱の太さは約30cm、廊の柱の太さは20～22cmです。母屋の規模は桁行4間（10.8m（36尺））×梁行2間（4.8m（16尺））です。

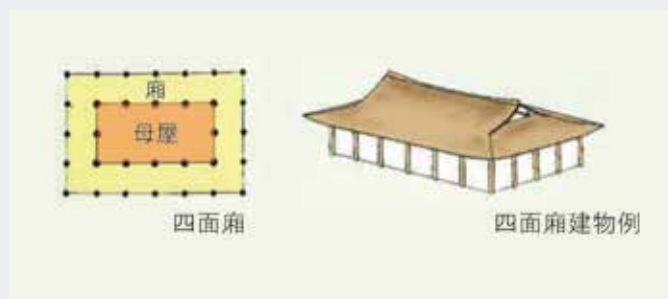


図5 四面廂建物 模式図

整備のポイント

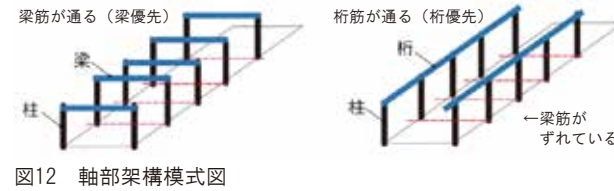
Q1 建築材は何が使われているの？

- A. 発掘調査時に当時の柱の根元が出土しました。クリ材が用いられていたことが分かっていますが、現在では同規模のクリ材の入手が難しいため、ヒバ（青森県産）を代わりに使用しています。また、表面には製材痕が見られ、「チョウナ」や「ヤリガンナ」という道具で表面仕上げをした痕跡と考えられます。復元建物ではこの製材痕も再現しています。



Q2 桁と梁どっちが先？

- A. 建物を建てる際に、柱の上に梁を先に渡すか、桁を先に渡すかという問題があります。発掘調査の成果を整理したところ、梁方向の対になる柱位置はずれていて「梁筋は通っていない」が、桁方向の柱は揃っていて「梁筋が通っていること」がわかりました。そのため、桁を先に渡し、その上に梁を乗せた構造と考え、南殿では再現しました。



Q3 屋根材・壁材は何？

- A. 屋根材は、発掘調査時に郡庁院付近から瓦が発見されていないことから、茅葺きもしくは板葺きが候補としてあげられました。軒先の長さなどから屋根の角度を推測したところ、板葺きの可能性が高いと判断したことなどから、板葺きで復元しました。壁（塀）を板にするか土にするかということも検討しました。掘立柱塀は、柱間がとても良く揃っているため同じ長さの板を揃えた結果と判断したことや地方の役所であることからあまり華美ではなく素朴な仕様だったと思われることなどから、板塀で復元することにしました。南殿の壁は、高い身分の役人が利用する建物であることが想定されることから、格式を重んじて土壁で復元しました。



図8 柱材出土状況



図9 出土した柱材の加工痕



図10 チョウナによる製材の様子



図11 ヤリガンナによる製材の様子



図13 南殿軸部写真1



図14 南殿軸部写真2

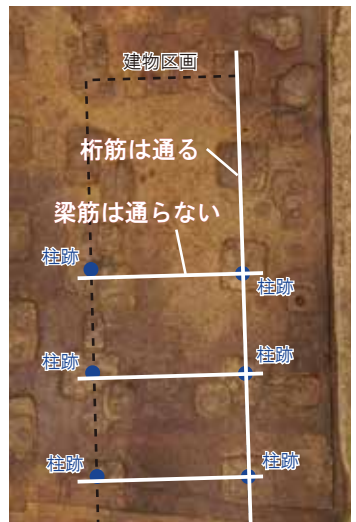


図15 発掘調査による柱跡検出



図16 掘立柱塀の板壁

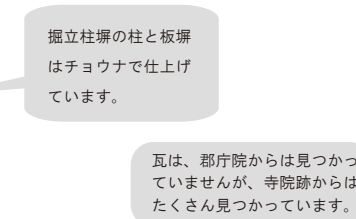


図17 南殿の土壁



図18 寺院跡と見られる場所から出土した瓦

整備のヒント

発掘成果では柱の位置と太さ、出土した柱材などの情報しかありません。では、どうやってこの建物が復元されたのでしょうか。今に残る奈良時代の地方の官衙建物はありませんので、現存する奈良県法隆寺などの建物や古代、中世の絵巻物に描かれた建物の絵、伝統技術が受け継がれている伊勢神宮ほかの神社建築などを参考にして、発掘調査の成果に照らし合わせて設計されました。

- 参考にした絵巻
 - ・前九年合戦絵巻
 - ・年中行事絵巻
- 参考にした現存建物
 - ・伊勢神宮目隠塀
 - ・若王子神社本殿
 - ・平城宮東朝集堂
 - ・法隆寺東大門



図19 法隆寺東大門実測図
「国宝・重要文化財（建造物）実測図集（奈良県その7）」文化庁 昭和46年 より